

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【公開番号】特開2016-88092(P2016-88092A)

【公開日】平成28年5月23日(2016.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-031

【出願番号】特願2015-210913(P2015-210913)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/14 (2006.01)

C 0 9 D 175/08 (2006.01)

C 0 9 D 7/40 (2018.01)

C 0 9 D 11/30 (2014.01)

B 4 1 J 2/16 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 2/14 5 0 1

C 0 9 D 175/08

C 0 9 D 7/12

C 0 9 D 11/30

B 4 1 J 2/16 2 0 1

B 4 1 J 2/14 6 1 3

B 4 1 J 2/16 5 1 7

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月3日(2018.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水性インクを放出するような構成のインクジェット印刷ヘッドであって、

その表面に、濡れ防止性低付着性コーティングを堆積させた前面を有し、前記濡れ防止性低付着性コーティングは、エチルオキシル化スパーサーを含むペルフルオロポリエーテルジオール化合物と、トリイソシアネートとを含む、反応剤混合物の反応生成物であり、

吐出された水性インクの液滴は、コーティングを有する印刷ヘッド前面表面で、低いすべり角と高い接触角を示し、この低いすべり角が約30°より小さく、接触角が、約40°より大きく、前記インクジェット印刷ヘッドは水性インクを含み、該水性インクは界面活性剤を含み、

前記濡れ防止性低付着性コーティングは、乾燥した水性インクで汚れた後であっても、40°よりも大きい前記水性インクに対する平均接触角を維持する、インクジェット印刷ヘッド。

【請求項2】

前記前面は、ステンレス鋼またはポリイミドを含むノズルプレートを備える、請求項1に記載のインクジェット印刷ヘッド。

【請求項3】

前記ノズルプレートはポリイミドを含み、請求項2に記載のインクジェット印刷ヘッド。

【請求項4】

前記接触角が約 55° より大きく、前記すべり角が約 20° より小さい、請求項 1 に記載のインクジェット印刷ヘッド。

【請求項 5】

液垂れ圧が、1.5 インチの水より高い圧力に維持される、請求項 2 に記載のインクジェット印刷ヘッド。

【請求項 6】

前記印刷ヘッドは圧電式印刷ヘッドである、請求項 1 に記載のインクジェット印刷ヘッド。